

OFFICIAL GAZETTE

(Extra Issue)

Published by the Printing Bureau,
Ministry of Finance



CONTENTS

.....
(omitted)

The Japan Science and Technology Corporation Law (27)

.....
(omitted)

.....
(omitted)

LAW No. 27

THE JAPAN SCIENCE AND TECHNOLOGY CORPORATION LAW

CONTENTS

- Chapter I General Provisions (Articles 1-10)
- Chapter II Officers (Articles 11-23)
- Chapter III New Technology Council
(Articles 24-29)
- Chapter IV Business (Articles 30-34)
- Chapter V Financial Affairs and Accounting
(Articles 35-45)
- Chapter VI Supervision (Articles 46 and 47)
- Chapter VII Miscellaneous Provisions
(Articles 48-51)
- Chapter VIII Penal Provisions (Articles 52-55)
- Supplementary Provisions

Chapter I General Provisions

Article 1 (omitted)

.....

Article 3 (Corporate Entity)

The Japan Science and Technology Corporation
(hereinafter referred to as the "CORPORATION")
shall be a corporation.

Article 4 (omitted)

.....

Supplementary Provisions

Article 1 (omitted)

.....

**Article 8 (Dissolution of Research Development
Corporation of Japan, etc.)**

The Research Development Corporation of Japan
shall be dissolved at the time when the CORPORATION
comes into existence, and simultaneously therewith,
the CORPORATION shall succeed to all rights and
obligations of the Research Development Corporation
of Japan.

.....

(omitted)

官報

(号外)
大蔵省印刷局発行

目次

- 皇室経済法施行法の一部を改正する法律(八)
- 国立学校設置法の一部を改正する法律(九)
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(一〇)
- 恩給法等の一部を改正する法律(一一)
- 地方税法等の一部を改正する法律(一二)
- 地方交付税法等の一部を改正する法律(一三)
- 高圧ガス取締法及び液化石油ガス等の保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律(一四)
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(一五)
- 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律(一六)
- 租税特別措置法の一部を改正する法律(一七)
- 平成八年分所得税の特別減税のための臨時措置法(一八)

- 関税法等の一部を改正する法律(一九)
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律(二〇)
- 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律(二一)
- 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(二二)
- 石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律(二三)
- 中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律(二四)
- 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律(二五)
- 踏切道改良促進法の一部を改正する法律(二六)
- 科学技術振興事業団法(二七)
- らひ予防法の廃止に関する法律(二八)
- 平成八年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律(二九)

- 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(八三)
- 所得税法施行令の一部を改正する政令(八四)
- 法人税法施行令の一部を改正する政令(八五)
- 消費税法施行令の一部を改正する政令(八六)
- 住宅金融公庫法施行令等の一部を改正する政令(八七)
- 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令及び道路法施行令の一部を改正する政令(八八)
- 平成八年分所得税の特別減税のための臨時措置法施行令(八九)
- 沖縄の復興に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令(九〇)
- 沖縄振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政令(九一)
- 関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(九二)
- 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令(九三)
- らひ予防法の廃止に関する法律第六条に規定する援護に関する政令(九四)
- 平成八年度における被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法施行令第一條第三十二号に規定する物価スライド率の特例に関する政令(九五)

- 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(文部八)
- 文部省定員規則の一部を改正する省令(同九)
- らひ予防法の廃止に関する法律第六条に規定する援護に関する省令(厚生三二)
- 踏切道の保安設備の整備に関する省令の一部を改正する省令(運輸二七)
- 踏切道の立体交差化及び構造の改良に関する省令の一部を改正する省令(運輸・建設三)
- 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行規則及び首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令(自治一五)

(告示)

- 関税暫定措置法第八條の四第一項に規定する限度額等の平成八年度における額又は数量を定める件(大蔵一〇〇)
- 輸入数量を基準とする特別緊急関税に係る平成八年度における輸入基準数量を定める件(同一〇一)
- 生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成八年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準となる数量を定める件(同一〇二)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

4 中小企業信用保険法第四十条から第十一一条までの規定は、研究開発等促進保険の保険関係に準用する。この場合において、同法第五十条中「信用保証協会」とあるのは、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第十四条の二の指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)」と、弁済(手形の割引)の場合は支払、給付の場合は払込み、以下同じ」とあるのは、弁済と「借入金(手形の割引)の場合は手形債務、給付の場合は借入金(以下同じ)」とあるのは「社債に係る債務(利息に係るものを除く。以下同じ。)」と「信用保証協会がそのとあるのは「指定支援機関がその」と、「借入金の」とあるのは「社債に係る債務の」と、「総弁済額(給付の場合は、総払込額、以下同じ)」とあるのは「総弁済額」と、「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開始保険にあつては、百分の八十)」とあるのは「百分の五十」と、同法第六条及び第七条中「信用保証協会」とあるのは「指定支援機関」と、同法第八條中「借入金」とあるのは「社債に係る債務」と、同法第九條から第十一一条までの規定中「信用保証協会」とあるのは「指定支援機関」と読み替へるものとする。

5 研究開発等促進保険は、中小企業信用保険公庫法の適用については、同法第十八条第一項第一号の業務とみなす。この場合において、同法第二十六条第二項及び第二十八条第一項中「中小企業信用保険法」とあるのは、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第十四条の十一の規定」とする。
 (負担金についての損金算入の特例)
 第十四条の十二 基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

第四十條 雑則
 第十六條の次に次の姓名を付する。
 第五十條 罰則
 第十七條第一項中「第十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした」を「次の各号の一に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。
 一 第十四條の七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 附則
 (施行期日)
 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 (経過措置)
 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律をここに公布する。
 御名 御璽
 平成八年三月三十一日
 内閣総理大臣 橋本龍太郎

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
 第三十條中「平成三年度」を「平成八年度」に改める。
 第三十條中「平成三年度」を「平成八年度」に改める。
 第四十條中「平成三年度」を「平成八年度」に改める。
 「前条の」を「同条の」に、「平成三年七月三十一日」を「平成八年七月三十一日」に改める。
 「第六條第一項及び第七條第一項中「平成三年度」を「平成八年度」に改める。

法律第二十五号
 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律
 附則
 (施行期日)
 1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 この法律の施行前にした改正前の第三十條第一項又は第二項の規定による踏切道の指定は、改正後の同条第一項又は第二項の規定に基づいてしたものとする。

運輸大臣 亀井 善之
 建設大臣 中尾 栄一
 内閣総理大臣 橋本龍太郎

踏切道改良促進法の一部を改正する法律をここに公布する。
 御名 御璽
 平成八年三月三十一日
 内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第二十六号
 踏切道改良促進法の一部を改正する法律
 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
 第三十條第一項及び第二項中「平成三年度」を「平成八年度」に改める。

運輸大臣 亀井 善之
 建設大臣 中尾 栄一
 内閣総理大臣 橋本龍太郎

科学技術振興事業団法をここに公布する。
 御名 御璽
 平成八年三月三十一日
 内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第二十七号
 科学技術振興事業団法
 目次
 第一章 総則(第一条-第十条)
 第二章 役員等(第十一条-第二十三条)
 第三章 新技術審議会(第二十四条-第二十九条)
 第四章 業務(第三十條-第三十四条)
 第五章 財務及び会計(第三十五條-第四十五条)
 第六章 監督(第四十六條-第四十七條)
 第七章 雑則(第四十八條-第五十一条)
 第八章 罰則(第五十二條-第五十五条)
 附則

第一条 科学技術振興事業団は、我が国における科学技術情報に関する中核の機関としての科学技術情報の流通に関する業務、研究交流の促進に関する業務等を行うことにより科学技術の振興のための基礎の整備を図るとともに、新技術の創製に資すると認められる基礎的研究及び新技術の開発を行い、並びにこれらの成果を普及し、もって科学技術の振興に寄与することを目的とする。
 (定義)
 第二条 この法律において「科学技術情報」とは、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ)に関する情報をいう。
 第三条 この法律において「研究交流」とは、科学技術に関する試験研究に係る交流のことをいう。
 第四条 この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術に関する試験研究の成果であつて、企業化されていないものをいう。
 第五条 この法律において「創製」とは、科学技術に関する試験研究を行うことにより、その成果としての新技術を生み出すことをいう。
 第六条 この法律において「開発」とは、科学技術に関する試験研究の成果を企業の規模において実施することにより、これを企業として得るようにすることをいう。
 (法人格)
 第七条 科学技術振興事業団(以下「事業団」という)は、法人とする。
 (事務所)
 第八条 事業団は、主たる事務所を埼玉縣に置く。
 第九条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。
 (資本金)
 第十条 事業団の資本金は、附則第六條第四項及び第五項並びに附則第八條第四項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とす。内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
 第十一条 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

運輸大臣 亀井 善之
 建設大臣 中尾 栄一
 内閣総理大臣 橋本龍太郎

科学技術振興事業団法をここに公布する。
 御名 御璽
 平成八年三月三十一日
 内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第二十八号
 科学技術振興事業団法
 目次
 第一章 総則(第一条-第十条)
 第二章 役員等(第十一条-第二十三条)
 第三章 新技術審議会(第二十四条-第二十九条)
 第四章 業務(第三十條-第三十四条)
 第五章 財務及び会計(第三十五條-第四十五条)
 第六章 監督(第四十六條-第四十七條)
 第七章 雑則(第四十八條-第五十一条)
 第八章 罰則(第五十二條-第五十五条)
 附則

第一条 科学技術振興事業団は、我が国における科学技術情報に関する中核の機関としての科学技術情報の流通に関する業務、研究交流の促進に関する業務等を行うことにより科学技術の振興のための基礎の整備を図るとともに、新技術の創製に資すると認められる基礎的研究及び新技術の開発を行い、並びにこれらの成果を普及し、もって科学技術の振興に寄与することを目的とする。
 (定義)
 第二条 この法律において「科学技術情報」とは、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ)に関する情報をいう。
 第三条 この法律において「研究交流」とは、科学技術に関する試験研究に係る交流のことをいう。
 第四条 この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術に関する試験研究の成果であつて、企業化されていないものをいう。
 第五条 この法律において「創製」とは、科学技術に関する試験研究を行うことにより、その成果としての新技術を生み出すことをいう。
 第六条 この法律において「開発」とは、科学技術に関する試験研究の成果を企業の規模において実施することにより、これを企業として得るようにすることをいう。
 (法人格)
 第七条 科学技術振興事業団(以下「事業団」という)は、法人とする。
 (事務所)
 第八条 事業団は、主たる事務所を埼玉縣に置く。
 第九条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。
 (資本金)
 第十条 事業団の資本金は、附則第六條第四項及び第五項並びに附則第八條第四項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とす。内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
 第十一条 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

運輸大臣 亀井 善之
 建設大臣 中尾 栄一
 内閣総理大臣 橋本龍太郎

4 政府は、事業団に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は物品(以下「土地等」という。)を出資の目的とすることができ、
 5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
 6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 政府及び政府以外の者は、第二項の認可があった場合において、事業団に出資しようとするときは、第三十条第一項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)のうち政令で定めるもの(以下「文献情報提供業務」という。)又はその他の業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額(土地等を出資の目的とする場合にあっては、土地等)を示すものとする。
 (出資証券)
 第六条 事業団は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。
 3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。
 (持分の払戻し等の禁止)
 第七条 事業団は、出資者に対し、その持分を払戻すことができない。
 2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。
 (登記)
 第八条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
 (名称の使用制限)
 第九条 事業団でない者は、科学技術振興事業団という名称を用いてはならない。
 (民法の準用)
 第十條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員等
 第十一條 事業団に、役員として、理事長一人、専務理事二人、理事七人以内及び監事一人を置く。
 (役員)
 第十二條 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。
 2 専務理事は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び専務理事が欠員のときはその職務を行う。
 4 監事は、事業団の業務を監査する。
 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があるとき認めるときは、理事長又は内閣総理大臣(第五十條の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)に意見を提出することができる。
 (役員長の官命)
 第十三條 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

第十四條 理事長及び専務理事の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。
 2 役員は、再任されることができる。
 (役員欠格事項)
 第十五條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。
 一 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員又は研究公務員で政令で定められるもの及び非常勤の者を除く)。
 二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。
 三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。
 (役員解任)
 第十六條 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。
 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 二 職務上の職務違反があるとき。
 3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
 (役員兼職禁止)
 第十七條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
 (代表権の制限)
 第十八條 事業団と理事長又は専務理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

第十九條 理事長及び専務理事は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
 (顧問)
 第二十條 事業団に、その業務の運営に関する基本的事項に参画させるため、顧問を置くことができる。
 2 顧問は、半職経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
 (職員任命)
 第二十一條 事業団の職員は、理事長が任命する。
 (秘密保持義務)
 第二十二條 役員、顧問若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第三十条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
 (役員等の公務員たる性質)
 第二十三條 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 新技術審議会
 (設置)
 第二十四條 事業団に、新技術審議会(以下「審議会」という。)を置く。
 (権能)
 第二十五條 次の各号に掲げる場合においては、理事長は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
 一 新技術の開発に関する基本方針を決定するときは。
 二 開発を実施すべき新技術を選定するときは。
 三 新技術の開発を実施した結果についてその成否を認定するときは。
 四 新技術の創製に資すると認められる基礎的研究に関する基本方針を決定するときは。
 2 審議会は、前項各号に掲げる場合のほか、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の実施に関する専門的事項のうち重要なものを審議することができる。
 (組織)
 第二十六條 審議会は、委員二十五人以内をもって組織する。
 2 審議会に会長一人を置き、委員の互選により選任する。
 3 会長は、会務を総理する。
 4 審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。
 (委員任命)
 第二十七條 委員は、科学技術に関し半職経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
 (委員任期)
 第二十八條 委員の任期は、二年とする。
 2 委員は、再任されることができる。
 (準用規定)
 第二十九條 第十六條第二項及び第三項並びに第二十二條の規定は、委員について準用する。
 第四章 業務
 (業務の範囲)
 第三十條 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
 一 科学技術情報を収集し、分類し、整理し、保管し、又は提供すること、これらの業務を妨げない範囲内において、事業団が保管する科学技術情報を閲覧させること。

第二十三條 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十四條 事業団に、新技術審議会(以下「審議会」という。)を置く。
 (権能)
 第二十五條 次の各号に掲げる場合においては、理事長は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
 一 新技術の開発に関する基本方針を決定するときは。
 二 開発を実施すべき新技術を選定するときは。
 三 新技術の開発を実施した結果についてその成否を認定するときは。
 四 新技術の創製に資すると認められる基礎的研究に関する基本方針を決定するときは。
 2 審議会は、前項各号に掲げる場合のほか、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の実施に関する専門的事項のうち重要なものを審議することができる。
 (組織)
 第二十六條 審議会は、委員二十五人以内をもって組織する。
 2 審議会に会長一人を置き、委員の互選により選任する。
 3 会長は、会務を総理する。
 4 審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。
 (委員任命)
 第二十七條 委員は、科学技術に関し半職経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
 (委員任期)
 第二十八條 委員の任期は、二年とする。
 2 委員は、再任されることができる。
 (準用規定)
 第二十九條 第十六條第二項及び第三項並びに第二十二條の規定は、委員について準用する。
 第四章 業務
 (業務の範囲)
 第三十條 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
 一 科学技術情報を収集し、分類し、整理し、保管し、又は提供すること、これらの業務を妨げない範囲内において、事業団が保管する科学技術情報を閲覧させること。

第二十三條 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十三條 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十三條 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十三條 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十三條 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十三條 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十三條 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十三條 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十三條 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

二 研究交流に関し、次に掲げる業務(科学技術庁の所掌事務に係るものに限る。)を行うこと。

イ 外国の研究者の受入れに係る支援、国内及び国外の試験研究機関への研究者の派遣、研究会の開催、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務。

ロ 科学技術に関する試験研究を行う者が科学技術に関する試験研究を共同して行うこと(官利を目的とする団体が他の官利を目的とする団体との間で行う場合を除く。)についてあつせんする業務。

三 科学技術に関する試験研究を行う者に対し、試験研究を効果的かつ効率的に行うために必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資料及び設備を提供する業務(科学技術庁の所掌事務に係るものに限る。)を行うこと。

四 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。

五 新技術の創製に資することとなる初期の段階の技術に関する知見を探索することを内容とする基礎的研究を行い、その成果を普及すること。

六 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施し、その成果を普及するほか、新技術の開発について企業等にあつせんすること。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(開発の委託等に関する認可)

第三十三条 事業団は、企業等への委託により新技術の開発を実施しようとするときは、開発を実施しようとする新技術及び開発を委託しようとする企業等の選定並びに当該開発の規模の決定について、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、新技術の開発の成果を企業に実施させようとするときは、当該成果を実施させる企業の選定について、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(関係機関との協力)

第三十四条 事業団は、第三十条第一項第一号に掲げる業務を行うに際しては、できる限り、国立国会図書館その他の関係機関の文献及び資料の利用を図るほか、関係機関と緊密に協力しなければならない。

第五章 財務及び会計

第三十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第三十六条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十七条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を含め、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書及び決算報告書を各事務所に備えて置か、なければならない。

(書類の送付)

第三十八条 事業団は、第三十六条又は前条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(区分経理)

第三十九条 事業団は、文獻情報提供業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「文獻情報提供勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額(文獻情報提供勘定においては、当該勘定に係る残余の額に政令で定める率を乗じて得た額以上の額)は積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、文獻情報提供勘定において、前項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その残余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて分配することができる。

3 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額を、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第四十一条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第四十二条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他内閣総理大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十三条 事業団は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十四条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(総理府令への委任)

第四十五条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

第四十六条 事業団は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(関係行政機関の長の協力)

第四十八条 関係行政機関の長は、事業団の行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。

(解散)

第四十九条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、文獻情報提供助定に属する額に相当する額を文獻情報提供助定に係る各出資者に対し、文獻情報提供助定以外の一般の助定(以下この条において「一般助定」という。)に属する額に相当する額を一般助定に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により一般助定に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

(科学技術庁長官への委任)

第五十条 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。ただし、第十三条、第十六条第一項、同条第二項及び第三項(第二十九条において準用する場合を含む。)、第二十条第二項並びに第二十七条に規定する権限については、この限りでない。

(関係大臣との協議)

第五十一条 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。以下同じ。)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第五十二条第二項、第三十条第二項、第三十二条第一項、第三十六条、第四十条第二項、第四十一条第一項及び第二項ただし書並びに第四十三条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第三十七条第一項及び第四十四条の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第四十二条第一号及び第二号の規定による指定をしようとするとき。
- 四 第三十二条第二項、第四十三条及び第四十五条の規定により総理府令を定めようとするとき。

2 内閣総理大臣は、第三十三条の認可をしようとするときは、あらかじめ、当該新技術に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。

第八章 罰則

第五十二条 第二十二條(第二十九條において準用する場合を含む。)(の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第四十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 この法律により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第八條第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第三十条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第四十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第四十六条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。
- 六 第五十五条 第九条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して、たゞし、附則第十三条から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 内閣総理大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五十五条 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

第六条 日本科学技術情報センター(以下「センター」という。)は、事業団の成立の時に、その解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 センターの平成八年四月一日に始まる事業年度は、センターの解散の日の前日に終わるものとする。

3 センターの平成八年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して三月を経過する日とする。

4 第一項の規定により事業団がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際におけるセンターに対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。この場合において、文獻情報提供業務又は事業団のその他の業務に相当する業務で、日本科学技術情報センター(昭和三十三年法律第八十四号)第二十二條第一項の規定により従前センターが行うこととされたもの、それぞれに必要な資金に充てられるため政府からセンターに対して出資された金額として内閣総理大臣が定める金額は、それぞれ、事業団の設立に際し政府から事業団に文獻情報提供業務又は事業団のその他の業務に必要な資金に充てられるべきものとして出資されたものとする。

5 第一項の規定により事業団がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際におけるセンターに対する政府以外の者の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し当該政府以外の者から事業団に文獻情報提供業務に必要な資金に充てられるべきものとして出資されたものとする。

6 センターが発行した出資証券の上に存在する質権は、第六條第一項の規定により出資者が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。

7 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(持分の払戻し)

第七條 前条第五項の規定により政府以外の者が事業団に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、事業団に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2 事業団は、前項の規定による請求があつたときは、第七條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、事業団は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(新技術事業団の解散等)

第八條 新技術事業団は、事業団の成立の時に、その解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 新技術事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度は、新技術事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 新技術事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定により事業団が新技術事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における新技術事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に文獻情報提供業務以外の事業団の業務に必要な資金に充てられるべきものとして出資されたものとする。

5 第一項の規定により新技術事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(非課税)

第九條 附則第六條第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することがない。

2 事業団が附則第六条第一項及び前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、センター又は新技術事業団が昭和四十四年一月一日前に取得したものと及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七十七条第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日においてセンター又は新技術事業団が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

3 前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第十條 この法律の施行の照現に科学技術振興事業団という名称を使用している者については、第九條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十一條 事業団の最初の事業年度は、第三十五條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、平成九年三月三十一日に終わるものとする。

第十二條 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十六條中当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遡及なく」とする。

(日本科学技術情報センター法及び新技術事業団法の廃止)

第十三條 次の法律は、廃止する。

一 日本科学技術情報センター法

二 新技術事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)

第十四條 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本科学技術情報センター法(第十條を除く)又は新技術事業団法(第十二條及び第二十五條を除く)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十五條 附則第十三條の規定の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六條 新技術事業団の役員若しくは職員又は新技術審議会の委員であつた者に係るその職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用して定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第十三條の規定の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第十七條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表新技術事業団の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第十八條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表新技術事業団の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第十九條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二新技術事業団の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第二十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二新技術事業団の項を削る。

(消費税法の一部改正)

第二十一條 消費税法(昭和六十二年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表新技術事業団の項を削る。

(地価税法の一部改正)

第二十二條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十五号中「日本科学技術情報センター」を「科学技術振興事業団」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十三條 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中、「新技術事業団」を削る。

第七十三條の四第一項第十三号中「新技術事業団が新技術事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)第二十八條第五号を「科学技術振興事業団が科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号)第三十條第一項第二号イ」に改める。

第三百四十九條の三第二十六項中「新技術事業団が所有し、かつ、直接新技術事業団法第二十八條第二号に規定する」を「科学技術振興事業団が所有し、かつ、直接科学技術振興事業団

法第三十條第一項第五号に規定する基礎的研究に係る」に、「新技術事業団が所有し、かつ、直接同条第五号」を「科学技術振興事業団が所有し、かつ、直接同条第一項第二号イ」に改める。

第七百一十條の四十一第一項の表第二号の二中「日本科学技術情報センター」を「科学技術振興事業団」に改める。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第二十四條 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十号中、「日本科学技術情報センター」及び「新技術事業団」を削り、「及び宇宙開発事業団」を、「宇宙開発事業団及び科学技術振興事業団」に改める。

内閣総理大臣 橋本龍太郎
大蔵大臣 久保 亘

平成八年三月三十一日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第二十八号
らい予防法の廃止に関する法律
(らい)予防法の廃止)

第一條 らい予防法(昭和二十八年法律第二百四号)は、廃止する。

(国立ハンセン病療養所における療養)

第二條 国は、国立ハンセン病療養所(前条の規定による廃止前のらい予防法(以下「旧法」という)第十一條の規定により国が設置したらい療養所をいう。以下同じ)において、この法律の施行の照現に国立ハンセン病療養所に入所している者であつて、引き続き入所するもの(第一條において「入所者」という)に對して、必要な療養を行うものとする。

(国立ハンセン病療養所への再入所)

第三條 国立ハンセン病療養所の長は、この法律の施行の照現に国立ハンセン病療養所に入所していた者であつてこの法律の施行後に国立ハンセン病療養所を退所したもの、の法律の施行前に国立ハンセン病療養所に入所していた者であつてこの法律の施行後に国立ハンセン病療養所に入所した者が、必要な療養を受けるため、国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。

2 国は、前項の規定により入所した者(次条において「再入所者」という)に對して、必要な療養を行うものとする。

(福利増進)

第四條 国は、入所者及び再入所者(以下「入所者等」という)の教養を高め、その福利を増進するように努めるものとする。

(社会復帰の支援)

第五條 国は、入所者等に對して、その社会復帰に資するために必要な知識及び技能を与えるための措置を講ずることが出来る。

(親族の支援)

第六條 都道府県知事は、入所者等の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)のうち、当該入所者等が入所しなかつたならば、主としてその者の収入によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、所在地)を有するものが、生計困難のため、支援を要する状態にあると認めるときは、これらの者に對し、この法律の定めるところにより、支援を行うことができる。ただし、これらの者が他の法律(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)を除く)に定められたる扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる場合において、は、その法律の定めるところによる。

2 支援は、金銭を給付することによつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他支援の目的を達するために必要があるときは、現物を給付することによつて行うことができる。

3 支援のための金品は、支援を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。

4 支援の種類、範囲、程度その他支援に關し必要な事項は、政令で定める。

DECLARATION

I, Katsumi Sugiura, a Japanese citizen of 3-166-1, B-102, Mukaikogane, Nagareyama-shi, Chiba-ken, Japan, declare that I am familiar with the Japanese and English languages, and to the best of my knowledge and belief, the attached is a true and faithful English translation made by me of the substantial portions of the accompanying certified copy of the register of Japan Science and Technology Corporation (*Kagaku Gijutsu Shinko Jigyodan*).

Singed this 19th day of December, 1997



Katsumi SUGIURA

- (1) Name: Japan Science and Technology Corporation
- (2) Principal Office: 4-1-8, Honmachi, Kawaguchi-shi,
Saitama-ken
- (3) Matters Concerning Officers:
- (4) Chief Director: Moritaka NAKAMURA
- (5) Address: 89-8, Motomura-cho, Asahi-ku, Yokohama-shi,
Kanagawa-ken
- (6) Cause and date of creation of this registration paper:
Establishment
- (7) Registered on October 1, 1996
- (8) Name: Japan Science and Technology Corporation
- (9) Other Matters:
- (10) Capital:
- (11) Capital:
- (12) Changed on December 20, 1996 (Registered on January 8,
1997)
- (13) Capital:
- (14) Changed on December 25, 1996 (Registered on January 17,
1997)
- (15) Capital:
- (16) Changed on January 27, 1997 (Registered on February 6,
1997)
- (17) Capital:
- (18) Changed on January 30, 1997 (Registered on February 17,
1997)
- (19) Capital:



- (20) Changed on February 27, 1997 (Registered on March 11, 1997)
- (21) Capital:
- (22) Changed on March 21, 1997 (Registered on April 7, 1997)
- (23) Capital: 230,885,927,100 yen
- (24) Changed on March 25, 1997 (Registered on April 7, 1997)
- (25) Name: Japan Science and Technology Corporation
- (26) Branch Office: 5-3, Yonban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo-to
- (27) Established on October 15, 1996 (Registered on October 17, 1996)
- (28) Branch Office:
- (29) This is a certified copy of the register.
- (30) July 3, 1997
- (31) The Urawa Legal Affairs Bureau
- (32) Registrar: Nobumitsu TAKAHASHI

枚数	(1) 名称 科学技術振興事業団		平成 年 月 日変更
			平成 年 月 日登記
			平成 年 月 日変更
			平成 年 月 日登記
(2)	主たる事務所 埼玉県川口市本町四丁目1番8号		平成 年 月 日
			平成 年 月 日登記
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日登記
(3)	役員に関する事項	年 月 日	年 月 日
		原 因	原 因
		登 記 年 月 日	登 記 年 月 日
(5)	神奈川県横浜市旭区 本村町89番地の8	平成 年 月 日	平成 年 月 日
(4)	理事長 中村 守孝	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
		平成 年 月 日	平成 年 月 日
		平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
		平成 年 月 日	平成 年 月 日
		平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記
		平成 年 月 日	平成 年 月 日
		平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登記



名称・役員欄 / 丁

役員に関する事項	年 月 日	年 月 日
	原 因	原 因
	登 記 年 月 日	登 記 年 月 日
	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日 登記	平成 年 月 日 登記
	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日 登記	平成 年 月 日 登記
	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日 登記	平成 年 月 日 登記
	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日 登記	平成 年 月 日 登記
	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日 登記	平成 年 月 日 登記
	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日 登記	平成 年 月 日 登記
法人成立の年月日	年 月 日	年 月 日
登記用紙を起した事由及び年月日	} (6) 設立 } (7) 平成 8 年 10 月 / 日 登記	

印 登 法 一 四 〇

印 登 法 一 四 〇




商号 名称 科学技術振興事業団

(8)

(9) その他の事項

(10) 資本金 金 ~~200,162,127,100円~~


(11) 資本金 金 ~~201,262,127,100円~~

(12) 平成8年12月20日変更 平成9年1月8日 登記 


(13) 資本金 金 ~~211,622,127,100円~~

(14) 平成8年12月25日 ^{変更}登記 平成9年1月17日 登記 

(15) 資本金 金 ~~211,618,427,100円~~

(16) 平成9年1月27日変更 平成9年2月6日 登記 

(17) 資本金 金 ~~216,868,427,100円~~

(18) 平成9年1月30日変更 平成9年2月17日 登記 

(19) 資本金 金 ~~222,118,427,100円~~

(20) 平成9年2月27日変更 平成9年3月11日 登記 

(21) 資本金 金 ~~223,818,927,100円~~

(22) 平成9年3月21日変更 平成9年4月7日 登記 

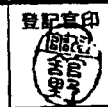
(23) 資本金 金 ~~230,885,927,100円~~

(24) 平成9年3月25日変更 平成9年4月7日 登記 



目的欄
予備欄

/ 丁



商号名称 科学技术振興事業団

(25)

番号 (26) 支店たる事務所 店

1 東京都千代田区四番町5番地3 (27)

原因及び年月日

登記年月日

平成8年10月15日設置

平成8年10月17日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記



支店欄 / 丁

登記官印



2107

号	支 店 たる 事務所	原因及び年月日			
		登	記	年	月
	(28)	平成	年	月	日
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日
	(29) これは登記簿の謄本である	平成	年	月	日
		平成	年	月	日
	(30) 平成9年7月3日	平成	年	月	日
		平成	年	月	日
	(31) 浦和地方法務局	平成	年	月	
		平成	年	月	
	(32) 登記官 高橋 伸允	平成	年	月	
		平成	年	月	





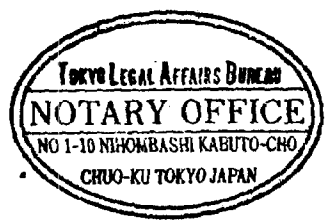
Registration No. 732 of 1997

NOTARIAL CERTIFICATE

This is to certify that Mr. Katsumi Sugiura
has affixed his signatures in my very presence to the
attached document.

Dated this 19th day of December, 1997

Tadao Kasuya
Tadao Kasuya

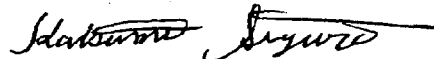


Notary, attached to
The Tokyo Legal Affairs Bureau.
No. 1-10, Nihombashi, Kabuto-cho,
Chuo-ku, Tokyo, Japan.

DECLARATION

I, Katsumi Sugiura, a Japanese citizen of 3-166-1, B-102, Mukaikogane, Nagareyama-shi, Chiba-ken, Japan, declare that I am familiar with the Japanese and English languages, and to the best of my knowledge and belief, the attached is a true and faithful English translation made by me of the substantial portions of the accompanying certified copy of the closed register of Research Development Corporation of Japan (*Shin-gijutsu Jigyodan*).

Singed this 19th day of December, 1997


Katsumi SUGIURA

- (1) Name: Research Development Corporation of Japan
- (2) Principal Office: 4-1-8, Honmachi, Kawaguchi-shi,
Saitama-ken
- (3) Matters Concerning Officers:
- (4) Address: 2-12-23, Honmachi, Tanashi-shi, Tokyo-to
- (5) Chief Director: Nobuhisa AKABANE
- (6) Re-appointed on August 13, 1990
- (7) Resigned on April 15, 1994 (Registered on April 26,
1994)
- (8) Address: 1-755-2-516, Ogawa-cho, Kodaira-shi, Tokyo-to
- (9) Managing Director: Masahiro KAWASAKI
- (10) Inaugurated on July 16, 1991
- (11) Address: 5-387, Heiwadai, Nagareyama-shi, Chiba-ken
- (12) Chief Director: Hiromichi MATSUDAIRA
- (13) Inaugurated on April 16, 1994 (Registered on April 26,
1994)
- (14) Date of establishment of corporation: July 1, 1961
- (15) Cause and date of creation of this registration paper:
The principal office moved from 2-5-2, Nagata-cho, Chiyoda-
ku, Tokyo-to on March 12, 1994
- (16) Registered on March 24, 1994
- (17) Name: Research Development Corporation of Japan
- (18) Other Matters:
- (19) Capital:
- (20) Capital:
- (21) Changed on March 31, 1994 (Registered on April 14,

1994)

(22) Capital:

(23) Changed on July 28, 1994 (Registered on July 28, 1994)

(24) Capital:

(25) Changed on August 31, 1994 (Registered on August 31, 1994)

(26) Capital:

(27) Changed on October 5, 1994 (Registered on October 18, 1994)

(28) Capital:

(29) Changed on November 4, 1994 (Registered on November 16, 1994)

(30) Capital:

(31) Changed on December 5, 1994 (Registered on December 15, 1994)

(32) Capital:

(33) Changed on December 26, 1994 (Registered on January 6, 1995)

(34) Capital:

(35) Changed on January 30, 1995 (Registered on February 1, 1995)

(36) Capital:

(37) Changed on February 28, 1995 (Registered on March 10, 1995)

(38) Capital:

(39) Changed on April 5, 1995 (Registered on April 11, 1995)

(40) Capital:

(41) Changed on July 7, 1995 (Registered on July 18, 1995)
(42) Capital:
(43) Changed on August 4, 1995 (Registered on August 14, 1995)
(44) Capital:
(45) Changed on August 25, 1995 (Registered on September 8, 1995)
(46) Capital:
(47) Changed on October 16, 1995 (Registered on October 25, 1995)
(48) Capital:
(49) Changed on November 6, 1995 (Registered on November 8, 1995)
(50) Capital:
(51) Changed on December 5, 1995 (Registered on December 6, 1995)
(52) Capital:
(53) Changed on December 26, 1995 (Registered on January 5, 1996)
(54) Capital:
(55) Changed on February 1, 1996 (Registered on February 7, 1996)
(56) Capital:
(57) Changed on March 3, 1996 (Registered on March 6, 1996)
(58) Capital:
(59) Changed on March 27, 1996 (Registered on March 28, 1996)

(60) Capital:

(61) Changed on July 11, 1996 (Registered on July 25, 1996)

(62) Capital:

(63) Changed on September 10, 1996 (Registered on September 12, 1996)

(64) Research Development Corporation of Japan was dissolved on October 1, 1996 in accordance with Rule 8-1 of the Japan Science and Technology Corporation Law (Act No. 27 of 1996).




(65) Registered on October 23, 1996 (Closed on the same day)

(66) This is a certified copy of the closed register.

(67) July 3, 1997

(68) The Urawa Legal Affairs Bureau

(69) Registrar: Nobumitsu TAKAHASHI

枚数	名称	
	(1) 新技術事業団	
		平成 年 月 日変更
		平成 年 月 日登記
		平成 年 月 日変更
		平成 年 月 日登記
主たる事務所		
	(2) 埼玉県川口市本町四丁目1番8号	
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日登記
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日登記
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日登記
(3) 役員に関する事項	年 月 日	年 月 日
	原 因	原 因
	登 記 年 月 日	登 記 年 月 日
(4)	東京都田無市本町 2丁目12番23号 (6)	平成 7 年 8 月 13 日 重 任 (7)
(5)	理事長 赤羽信火	平成 6 年 4 月 15 日 辞 任 (8)
(8)	東京都小平市小川町 1丁目755番2-516号 (10)	平成 6 年 4 月 26 日登記
(9)	専務理事 川崎雅弘	平成 3 年 7 月 16 日 就 任
(11)	千葉県流山市平和台 5丁目387番地 (13)	平成 年 月 日登記
	理事長 松平寛通	平成 6 年 4 月 26 日登記

名称・役員欄 / 丁

(12)

役員に関する事項	年	月	日	年	月	日				
	原			因						
	登	記	年	登	記	年				
	平成	年	月	日	平成	年	月	日		
	平成	年	月	日	登記	平成	年	月	日	登記
	平成	年	月	日	平成	年	月	日		
	平成	年	月	日	登記	平成	年	月	日	登記
	平成	年	月	日	平成	年	月	日		
	平成	年	月	日	登記	平成	年	月	日	登記
	平成	年	月	日	平成	年	月	日		
	平成	年	月	日	登記	平成	年	月	日	登記
	平成	年	月	日	平成	年	月	日		
	平成	年	月	日	登記	平成	年	月	日	登記
	平成	年	月	日	平成	年	月	日		
	平成	年	月	日	登記	平成	年	月	日	登記
	平成	年	月	日	平成	年	月	日		
	平成	年	月	日	登記	平成	年	月	日	登記
	平成	年	月	日	平成	年	月	日		
	平成	年	月	日	登記	平成	年	月	日	登記
	平成	年	月	日	平成	年	月	日		
	平成	年	月	日	登記	平成	年	月	日	登記

(14)

法人成立の年月日 昭和 36 年 7 月 7 日

登記用紙を起した事由及び年月日
 平成 6 年 3 月 17 日 東京都千代田区永田町入目5番入号
 主たる事務所移転

(15)

平成 6 年 3 月 24 日 登記 章

(16)

(17) 名称 新技術事業団

(18) 4の他の事項

(19) (資本金) 金 86,013,637,000円

(20) (資本金) 金 ~~88,154,637,000円~~

(21) 平成6年3月31日変更 平成6年4月14日登記

(22) (資本金) 金 ~~90,054,637,000円~~

(23) 平成6年7月28日変更 平成6年7月28日登記

(24) (資本金) 金 ~~91,054,637,000円~~

(25) 平成6年8月31日変更 平成6年8月31日登記

(26) (資本金) 金 ~~92,054,637,000円~~

(27) 平成6年10月5日 変更 平成6年10月18日登記

(28) (資本金) 金 ~~93,054,637,000円~~

(29) 平成6年11月4日 変更 平成6年11月16日登記

(30) (資本金) 金 ~~94,054,637,000円~~

(31) 平成6年12月5日 変更 平成6年12月15日登記

(32) (資本金) 金 ~~95,554,637,000円~~

(33) 平成6年12月26日変更 平成7年1月6日 登記

(34) (資本金) 金 ~~96,554,637,000円~~

(35) 平成7年1月30日変更 平成7年2月1日 登記

(36) (資本金) 金 ~~97,754,637,000円~~

(37) 平成7年2月28日変更 平成7年3月10日登記

(38) (資本金) 金 ~~99,544,637,000円~~

(39) 平成7年4月5日 変更 平成7年4月11日登記

(40) (資本金) 金 ~~101,444,637,000円~~

(41) 平成7年7月 7日 変更 平成7年7月18日登記



目的一欄
予備欄

/ 丁



(42)	(資本金)	金 102,444,637,000円		
(43)			平成7年8月4日 変更	平成7年8月14日 登記
(44)	(資本金)	金 103,444,637,000円		
(45)			平成7年8月25日 変更	平成7年9月8日 登記
(46)	(資本金)	金 104,744,637,000円		
(47)			平成7年10月16日 変更	平成7年10月25日 登記
(48)	(資本金)	金 105,944,637,000円		
(49)			平成7年11月6日 変更	平成7年11月8日 登記
(50)	(資本金)	金 107,544,637,000円		
(51)			平成7年12月5日 変更	平成7年12月6日 登記
(52)	(資本金)	金 109,994,637,000円		
(53)			平成7年12月26日 変更	平成8年1月5日 登記
(54)	(資本金)	金 113,244,637,000円		
(55)			平成8年2月1日 変更	平成8年2月7日 登記
(56)	(資本金)	金 118,884,637,000円		
(57)			平成7年3月6日 変更	平成8年3月6日 登記
(58)	(資本金)	金 123,994,637,000円		
(59)			平成6年3月27日 変更	平成8年3月28日 登記
(60)	(資本金)	金 125,539,637,000円		
(61)			平成8年7月11日 変更	平成8年7月25日 登記
(62)	(資本金)	金 128,739,637,000円		
(63)			平成8年9月10日 変更	平成8年9月12日 登記
4)	平成8年10月1日 科学技術振興事業団法(平成8年法律第27号) 附則第8条第1項の規定により解散			
65)	— (平成8年10月23日 登記 同日閉鎖)			

印登前九〇

0787

(66) これは閉鎖登記簿の謄本である。

(67) 平成9年 7月 3日

(68) 浦和地方法務局

(69) 登記官 高橋 伸 允



DECLARATION

I, Katsumi Sugiura, a Japanese citizen of 3-166-1, B-102, Mukaikogane, Nagareyama-shi, Chiba-ken, Japan, declare that I am familiar with the Japanese and English languages, and to the best of my knowledge and belief, the attached is a true and faithful English translation made by me of the substantial portions of the accompanying certified copy of the closed register of Research Development Corporation of Japan (*Shin-gijutsu Kaihatsu Jigyodan*).

Singed this 19th day of December, 1997



Katsumi SUGIURA

- (1) Name: Research Development Corporation of Japan
- (2) Changed on October 1, 1989
- (3) Registered on October 6, 1989
- (4) Principal Office:
- (5) Matters Concerning Officers:
- (6) Inaugurated on August 13, 1986 (Registered on September 2, 1986)
- (7) Retired on June 30, 1989 (Registered on July 13, 1989)
- (8) Inaugurated on July 1, 1989 (Registered on July 13, 1989)
- (9) Resigned on July 15, 1991 (Registered on July 22, 1991)
- (10) September 2, 1986
- (11) Inaugurated on July 16, 1991 (Registered on July 22, 1991)
- (12) Chief Director: Nobuhisa AKABANE
- (13) Address: 2-12-23, Honmachi, Tanashi-shi, Tokyo-to
- (14) Re-appointed on August 13, 1990 (Registered on March 15, 1993)
- (15) Managing Director: Masahiro KAWASAKI
- (16) Address: 1-755-2-516, Ogawa-cho, Kodaira-shi, Tokyo-to
- (17) Address changed on February 26, 1992 (Registered on March 15, 1993)
- (18) Date of establishment of corporation: July 1, 1961
- (19) Name: Research Development Corporation of Japan
- (20) Other Matters:
- (21) Capital:

- (22) Changed on February 17, 1987 (Registered on February 17, 1987)
- (23) Capital:
- (24) Changed on March 27, 1987 (Registered on April 3, 1987)
- (25) Capital:
- (26) Changed on July 10, 1987 (Registered on July 21, 1987)
- (27) Capital:
- (28) Changed on August 7, 1987 (Registered on August 11, 1987)
- (29) Capital:
- (30) Changed on September 11, 1987 (Registered on September 21, 1987)
- (31) Capital:
- (32) Changed on October 9, 1987 (Registered on October 13, 1987)
- (33) Capital:
- (34) Changed on November 6, 1987 (Registered on November 11, 1987)
- (35) Capital:
- (36) Changed on December 11, 1987 (Registered on December 21, 1987)
- (37) Capital:
- (38) Changed on January 8, 1988 (Registered on February 4, 1988)
- (39) Capital:
- (40) Changed on February 5, 1988 (Registered on February 10, 1988)

- (41) Capital:
- (42) Changed on March 28, 1988 (Registered on March 30, 1988)
- (43) February 17, 1987
- (44) Capital:
- (45) Changed on June 24, 1988 (Registered on July 7, 1988)
- (46) Capital:
- (47) Changed on July 22, 1988 (Registered on July 26, 1988)
- (48) Capital:
- (49) Changed on August 22, 1988 (Registered on August 24, 1988)
- (50) Capital:
- (51) Changed on September 26, 1988 (Registered on September 28, 1988)
- (52) Capital:
- (53) Changed on October 24, 1988 (Registered on October 27, 1988)
- (54) Capital:
- (55) Changed on November 24, 1988 (Registered on November 30, 1988)
- (56) Capital:
- (57) Changed on December 21, 1988 (Registered on December 23, 1988)
- (58) Capital:
- (59) Changed on January 25, 1989 (Registered on January 27, 1989)
- (60) Capital:

- (61) Changed on February 21, 1989 (Registered on March 2, 1989)
- (62) Capital:
- (63) Changed on March 24, 1989 (Registered on March 29, 1989)
- (64) Capital:
- (65) Changed on June 22, 1989 (Registered on July 4, 1989)
- (66) Capital:
- (67) Changed on July 25, 1989 (Registered on July 27, 1989)
- (68) Capital:
- (69) Changed on September 4, 1989 (Registered on September 5, 1989)
- (70) Name: Research Development Corporation of Japan
- (71) Other Matters:
- (72) Capital:
- (73) Changed on September 26, 1989 (Registered on October 3, 1989)
- (74) Capital:
- (75) Changed on October 31, 1989 (Registered on November 2, 1989)
- (76) Capital:
- (77) Changed on December 12, 1989 (Registered on December 18, 1989)
- (78) Capital:
- (79) Changed on December 26, 1989 (Registered on January 9, 1990)
- (80) Capital:

- (81) Changed on February 7, 1990 (Registered on February 16, 1990)
- (82) Capital:
- (83) Changed on March 2, 1990 (Registered on March 8, 1990)
- (84) Capital:
- (85) Changed on March 31, 1990 (Registered on April 12, 1990)
- (86) Capital:
- (87) Changed on June 27, 1990 (Registered on June 27, 1990)
- (88) Capital:
- (89) Changed on August 1, 1990 (Registered on August 2, 1990)
- (90) Capital:
- (91) Changed on August 29, 1990 (Registered on September 4, 1990)
- (92) Capital:
- (93) Changed on September 27, 1990 (Registered on October 3, 1990)
- (94) Capital:
- (95) Changed on November 5, 1990 (Registered on November 8, 1990)
- (96) Capital:
- (97) Changed on November 30, 1990 (Registered on December 12, 1990)
- (98) Capital:
- (99) Changed on December 25, 1990 (Registered on January 7, 1991)

(100) Capital:
(101) Changed on January 31, 1991 (Registered on February 1, 1991)
(102) Capital:
(103) Changed on March 4, 1991 (Registered on March 7, 1991)
(104) Capital:
(105) Changed on April 2, 1991 (Registered on April 4, 1991)
(106) Capital:
(107) Changed on July 3, 1991 (Registered on July 10, 1991)
(108) Capital:
(109) Changed on August 2, 1991 (Registered on August 6, 1991)
(110) Capital:
(111) Changed on September 5, 1991 (Registered on September 5, 1991)
(112) Capital:
(113) Changed on September 27, 1991 (Registered on October 4, 1991)
(114) Capital:
(115) Changed on October 31, 1991 (Registered on November 13, 1991)
(116) Capital:
(117) Changed on November 29, 1991 (Registered on December 10, 1991)
(118) Capital:
(119) Changed on January 7, 1992 (Registered on January 13, 1992)

- (120) Name: Research Development Corporation of Japan
- (121) Other Matters:
- (122) Capital:
- (123) Changed on January 30, 1992 (Registered on February 5, 1992)
- (124) Capital:
- (125) Changed on February 27, 1992 (Registered on March 2, 1992)
- (126) Capital:
- (127) Changed on March 27, 1992 (Registered on April 3, 1992)
- (128) Capital:
- (129) Changed on June 29, 1992 (Registered on July 6, 1992)
- (130) Capital:
- (131) Changed on August 3, 1992 (Registered on August 3, 1992)
- (132) Capital:
- (133) Changed on August 31, 1992 (Registered on September 1, 1992)
- (134) Capital:
- (135) Changed on October 1, 1992 (Registered on October 2, 1992)
- (136) Capital:
- (137) Changed on November 6, 1992 (Registered on November 9, 1992)
- (138) Capital:
- (139) Changed on December 3, 1992 (Registered on December 3, 1992)

1992)
(140) Capital:
(141) Changed on January 6, 1993 (Registered on January 7,
1993)
(142) Capital:
(143) Changed on January 28, 1993 (Registered on January 29,
1993)
(144) Capital:
(145) Changed on February 24, 1993 (Registered on March 3,
1993)
(146) Capital:
(147) Changed on March 26, 1993 (Registered on March 29,
1993)
(148) Capital:
(149) Changed on June 25, 1993 (Registered on June 28, 1993)
(150) Capital:
(151) Changed on July 28, 1993 (Registered on July 29, 1993)
(152) Capital:
(153) Changed on August 30, 1993 (Registered on September 6,
1993)
(154) Capital:
(155) Changed on September 29, 1993 (Registered on October 1,
1993)
(156) Capital:
(157) Changed on October 27, 1993 (Registered on November 2,
1993)
(158) Capital:

(159) Changed on November 24, 1993 (Registered on December 9, 1993)

(160) Capital:

(161) Changed on December 28, 1993 (Registered on January 5, 1994)

(162) Capital:

(163) Changed on January 28, 1994 (Registered on February 2, 1994)

(164) Capital: 86,013,637,000 yen

(165) Changed on February 25, 1994 (Registered on March 4, 1994)

(166) Principal Office:

4-1-8, Honmachi, Kawaguchi-shi, Saitama-ken

Moved on March 12, 1994

Registered on March 25, 1994

Closed on the same day




(167) This is a certified copy of the closed register.

(168) July 3, 1997

(169) The Tokyo Legal Affairs Bureau

(170) Registrar: Katsuhiko IWASA

(1)

枚数	名称 <u>新技術開発事業団</u>	
	(2)	平成元年 10月 1日 変更
	(3)	昭和元年 10月 6日 登記
		昭和 年 月 日 変更
		昭和 年 月 日 登記
4)	主たる事務所 3 東京都千代田区永田町2丁目5番2号	
		昭和 年 月 日
		昭和 年 月 日 登記
		昭和 年 月 日
		昭和 年 月 日 登記
		昭和 年 月 日
		昭和 年 月 日 登記
(5)	役員に関する事項	年 月 日 年 月 日
		原 因 原 因
		登 記 年 月 日 登 記 年 月 日
	東京都田舎町 2丁目2番23号	昭和 年 月 日 昭和 年 月 日
	理事長 赤羽 信久	昭和 年 月 日 登記 昭和 年 月 日 登記
	東京都目黒区青葉台 4丁目5番19-702号	昭和 61年 8月 13日 (7) 平成元年 6月 30日
	専務理事 松川 安	昭和 61年 9月 2日 (8) 平成元年 7月 13日
	東京都千代田区四番 町8丁目3番302号	平成元年 2月 1日 (9) 平成3年 7月 15日
	専務理事 後藤 優	平成元年 7月 13日 (10) 平成3年 7月 22日

申請人印


名称・役員欄 5丁 3丁, 4丁 (昭和 61. 9. 2) 日法規4条3項移記

役員に関する事項	年 月 日	年 月 日
	原 因	原 因
	登 記 年 月 日	登 記 年 月 日
東京都中野区上高田5番2号 701号 (11)	昭和 3年 7月 16日 就任	昭和 年 月 日
専務理事 川崎 牙佳弘	昭和 3年 7月 22日	昭和 年 月 日 登記
(3) 東京都田無市本町2丁目2番23号 (14)	昭和 2年 8月 13日 重任	昭和 年 月 日
(12) 理事長 赤羽 信久	昭和 5年 3月 15日	昭和 年 月 日 登記
(16) 東京都小平市小川町1丁目755番-2-516号 (17)	昭和 4年 2月 26日 住所移転	昭和 年 月 日
(15) 専務理事 川崎 牙佳弘	昭和 5年 3月 15日	昭和 年 月 日 登記
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日 登記	昭和 年 月 日 登記
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日 登記	昭和 年 月 日 登記
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
(18)	昭和 年 月 日 登記	昭和 年 月 日 登記
法人成立の年月日		昭和 36年 7月 1日
登記用紙を起こした事由及び年月日		
		昭和 年 月 日 登記

商号(名称)	新技術開発事業団	
(19)	新技術事業団	
(20)	その他の事項	
(21)	資本金	金 34,421,637,000円
	資本金	金 35,021,637,000円
(22)	(昭和62年2月17日変更 昭和62年2月17日登記)	
(23)	資本金	金 35,391,637,000円
(24)	(昭和62年3月27日変更 昭和62年4月3日登記)	
(25)	資本金	金 36,641,637,000円
(26)	(昭和62年7月10日変更 昭和62年7月21日登記)	
(27)	資本金	金 36,441,637,000円
(28)	(昭和62年8月7日変更 昭和62年8月11日登記)	
(29)	資本金	金 36,791,637,000円
(30)	(昭和62年9月11日変更 昭和62年9月21日登記)	
(31)	資本金	金 37,091,637,000円
(32)	(昭和62年10月9日変更 昭和62年10月13日登記)	
(33)	資本金	金 37,741,637,000円
(34)	(昭和62年11月6日変更 昭和62年11月11日登記)	
(35)	資本金	金 38,391,637,000円
(36)	(昭和62年12月11日変更 昭和62年12月21日登記)	
(37)	資本金	金 38,891,637,000円
(38)	(昭和63年1月8日変更 昭和63年2月4日登記)	
(39)	資本金	金 39,491,637,000円
(40)	(昭和63年2月5日変更 昭和63年2月10日登記)	
(41)	資本金	金 39,763,637,000円
(42)	(昭和63年3月28日変更 昭和63年3月30日登記)	
申請人印	登記官印	昭和62年2月17日 法規4条2項移
	4丁	(43)

(44) (資本金) 金 ~~41,763,637,000円~~

(45) (昭和 63年 6月 24日変更 昭和 63年 7月 7日登記)



(46) (資本金) 金 ~~40,573,637,000円~~

(47) (昭和 63年 7月 22日変更 昭和 63年 7月 26日登記)



(48) (資本金) 金 ~~41,113,637,000円~~

(49) (昭和 63年 8月 22日変更 昭和 63年 8月 24日登記)



(50) (資本金) 金 41,763,637,000円

(51) (昭和 63年 9月 26日変更 昭和 63年 9月 28日登記)



(52) (資本金) 金 ~~42,263,637,000円~~

(53) (昭和 63年 10月 24日変更 昭和 63年 10月 27日登記)



(54) (資本金) 金 ~~42,963,637,000円~~

(55) (昭和 63年 11月 24日変更 昭和 63年 11月 30日登記)



(56) (資本金) 金 ~~43,563,637,000円~~

(57) (昭和 63年 12月 21日変更 昭和 63年 12月 23日登記)



(58) (資本金) 金 ~~43,963,637,000円~~

(59) (平成 元年 1月 25日変更 平成 元年 1月 27日登記)



(60) (資本金) 金 ~~44,263,637,000円~~

(61) (平成 元年 2月 21日変更 平成 元年 3月 2日登記)



(62) (資本金) 金 ~~44,882,637,000円~~

(63) (平成 元年 3月 24日変更 平成 元年 3月 29日登記)



(64) (資本金) 金 44,882,637,000円

(65) (平成 元年 6月 22日変更 平成 元年 7月 4日登記)



(66) (資本金) 金 ~~45,382,637,000円~~

(67) (平成 元年 7月 25日変更 平成 元年 7月 27日登記)



(68) (資本金) 金 ~~46,082,637,000円~~

(69) (平成 元年 9月 4日変更 平成 元年 9月 5日登記)



商号(名称) ~~新技術開発事業団~~
(70) 新技術事業団

(71) その他の事項

(72) (資本金) ~~金 46,782,637,000 円~~

(73) (平成元年 9月 26日変更 平成元年 10月 3日登記)



(74) (資本金) ~~金 47,382,637,000 円~~

(75) (平成元年 10月 31日変更 平成元年 11月 28日登記)



(76) (資本金) ~~金 48,082,637,000 円~~

(77) (平成元年 12月 12日変更 平成元年 12月 18日登記)



(78) (資本金) ~~金 48,782,637,000 円~~

(79) (平成元年 12月 26日変更 平成2年 1月 9日登記)



(80) (資本金) ~~金 49,682,637,000 円~~

(81) (平成2年 2月 7日変更 平成2年 2月 16日登記)



(82) (資本金) ~~金 50,182,637,000 円~~

(83) (平成2年 3月 2日変更 平成2年 3月 8日登記)



(84) (資本金) ~~金 50,444,637,000 円~~

(85) (平成2年 3月 31日変更 平成2年 4月 12日登記)



(86) (資本金) ~~金 51,944,637,000 円~~

(87) (平成2年 6月 27日変更 平成2年 6月 27日登記)



(88) (資本金) ~~金 52,744,637,000 円~~

(89) (平成2年 8月 1日変更 平成2年 8月 2日登記)



(90) (資本金) ~~金 53,444,637,000 円~~

(91) (平成2年 8月 29日変更 平成2年 9月 4日登記)



(92) (資本金) ~~金 54,444,637,000 円~~

(93) (平成2年 9月 27日変更 平成2年 10月 3日登記)















目的欄
予備欄

5丁

登記官印



(94)	(資本金)	金 54,744,637,000円		
(95)		平成 2 年 11 月 5 日変更	平成 2 年 11 月 8 日登記	
(96)	(資本金)	金 54,944,637,000円		
(97)		平成 2 年 11 月 30 日変更	平成 2 年 12 月 12 日登記	
(98)	(資本金)	金 56,244,637,000円		
(99)		平成 2 年 12 月 25 日変更	平成 3 年 1 月 7 日登記	
(100)	(資本金)	金 57,044,637,000円		
(101)		平成 3 年 1 月 31 日変更	平成 3 年 2 月 1 日登記	
(102)	(資本金)	金 57,644,637,000円		
(103)		平成 3 年 3 月 4 日変更	平成 3 年 3 月 7 日登記	
(104)	(資本金)	金 57,719,637,000円		
(105)		平成 3 年 4 月 2 日変更	平成 3 年 4 月 4 日登記	
(106)	(資本金)	金 59,219,637,000円		
(107)		平成 3 年 7 月 3 日変更	平成 3 年 7 月 10 日登記	
(108)	(資本金)	金 60,019,637,000円		
(109)		平成 3 年 8 月 2 日変更	平成 3 年 8 月 6 日登記	
(110)	(資本金)	金 60,719,637,000円		
(111)		平成 3 年 9 月 5 日変更	平成 3 年 9 月 5 日登記	
(112)	(資本金)	金 61,619,637,000円		
(113)		平成 3 年 9 月 27 日変更	平成 3 年 10 月 4 日登記	
(114)	(資本金)	金 62,519,637,000円		
(115)		平成 3 年 10 月 3 日変更	平成 3 年 11 月 13 日登記	
(116)	(資本金)	金 62,719,637,000円		
(117)		平成 3 年 11 月 29 日変更	平成 3 年 12 月 10 日登記	
(118)	(資本金)	金 63,719,637,000円		
(119)		平成 4 年 1 月 7 日変更	平成 4 年 1 月 13 日登記	

印登商九〇

商号名称 新技術事業団

(120)

(121) その他の事項

(122) (資本金) 金 ~~64,819,637,000円~~

(123) 平成 4年 1月 30日変更 平成 4年 2月 5日登記 (印)

(124) (資本金) 金 ~~65,719,637,000円~~

(125) 平成 4年 2月 27日変更 平成 4年 3月 2日登記 (印)

(126) (資本金) 金 ~~66,039,637,000円~~

(127) 平成 4年 3月 27日変更 平成 4年 4月 3日登記 (印)

(128) (資本金) 金 ~~67,439,637,000円~~

(129) 平成 4年 6月 29日変更 平成 4年 7月 6日登記 (印)

(130) (資本金) 金 ~~68,739,637,000円~~

(131) 平成 4年 8月 3日変更 平成 4年 8月 3日登記 (印)

(132) (資本金) 金 ~~69,239,637,000円~~

(133) 平成 4年 8月 31日変更 平成 4年 9月 1日登記 (印)

(134) (資本金) 金 ~~69,739,637,000円~~

(135) 平成 4年 10月 1日変更 平成 4年 10月 2日登記 (印)

(136) (資本金) 金 ~~70,539,637,000円~~

(137) 平成 4年 11月 6日変更 平成 4年 11月 9日登記 (印)

(138) (資本金) 金 ~~71,339,637,000円~~

(139) 平成 4年 12月 3日変更 平成 4年 12月 3日登記 (印)

(140) (資本金) 金 ~~72,539,637,000円~~

(141) 平成 5年 1月 6日変更 平成 5年 1月 7日登記 (印)

(142) (資本金) 金 ~~73,439,637,000円~~

(143) 平成 5年 1月 28日変更 平成 5年 1月 29日登記 (印)

目的欄
予備欄

6丁

登記官印

(144) (資本金) 金 ~~74,237,637,000円~~
 (145) 平成 5年 2月 24日変更 平成 5年 3月 3日登記
 (146) (資本金) 金 ~~75,613,637,000円~~
 (147) 平成 5年 3月 26日変更 平成 5年 3月 29日登記
 (148) (資本金) 金 ~~77,313,637,000円~~
 (149) 平成 5年 6月 25日変更 平成 5年 6月 28日登記
 (150) (資本金) 金 ~~78,313,637,000円~~
 (151) 平成 5年 7月 28日変更 平成 5年 7月 日登記
 (152) (資本金) 金 ~~79,313,637,000円~~
 (153) 平成 5年 8月 30日変更 平成 5年 9月 6日登記
 (154) (資本金) 金 ~~80,513,637,000円~~
 (155) 平成 5年 9月 29日変更 平成 5年 10月 1日登記
 (156) (資本金) 金 ~~81,413,637,000円~~
 (157) 平成 5年 10月 27日変更 平成 5年 11月 2日登記
 (158) (資本金) 金 ~~82,513,637,000円~~
 (159) 平成 5年 11月 24日変更 平成 5年 12月 9日登記
 (160) (資本金) 金 ~~83,713,637,000円~~
 (161) 平成 5年 12月 28日変更 平成 6年 1月 5日登記
 (162) (資本金) 金 ~~85,513,637,000円~~
 (163) 平成 6年 1月 28日変更 平成 6年 2月 2日登記
 (164) (資本金) 金 ~~86,013,637,000円~~
 (165) 平成 6年 2月 25日変更 平成 6年 3月 4日登記
 (166) 主たる事務所 埼玉県川口市本町四丁目1番8号
 平成 6年 3月 12日移転
 平成 6年 3月 25日登記 同日閉鎖

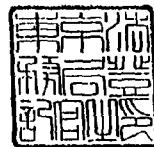
印登商九〇

(167) これは閉鎖登記簿の謄本である。

(168) 平成9年7月3日

(169) 東京法務局

(170) 登記官 岩佐 勝博





DECLARATION

I, ~~Sumi~~ Sumi SUGIURA, a citizen of Japan,
residing at 3-166-1, B-102, Mukaikogane,
Nagareyama-shi, Chiba-ken, Japan, do solemnly and
sincerely declare:

that I am well acquainted with the Japanese
language and English language,

that the accompanying Japanese language
document is a true photocopy made by me of portions
of the Official Gazette issued on March 31, 1996,
and

that the attached English version is a
translation made by me of the substantial portions
of said copy of the Official Gazette relevant to
the fact that the Japan Science and Technology
Corporation (*Kagakugijutsu-Shinko Jigyodan*)
established on October 1, 1996 under the provisions
of LAW No. 27 has succeeded to all rights and
obligations of the Research Development Corporation
of Japan (*Shin-gijutsu Jigyodan*) under Article 8(1)
of the Supplementary Provisions of said LAW.

Dated this 2nd day of February, 1998

Katsumi SUGIURA